



平成27年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社**クワザワ**
代表者名 取締役社長 桑澤 嘉英
(コード番号 8104)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 喜美夫
(TEL. 011-864-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約の締結対象者の範囲が変更されること、当該法律改正により業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役についても責任限定契約の対象となりました。これにより新たな対象者についてもその期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で免除できるよう記載を変更するものです(変更案第29条第2項および第40条第2項)。なお、取締役の責任限定契約の締結対象者(変更案第29条第2項)の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日

以 上

【別 紙】

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条～第39条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第41条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (第1項現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 (第1項現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第41条～第47条 (現行どおり)</p>